

## 第2種、第3種監視化学物質の追加 化審法



経済産業省及び環境省から、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以後、化審法）第2条第6項の規定に基づき、第3種監視化学物質として平成18年7月14日に新たに10物質、18日には41物質が公示されました。

また、同じく14日には厚生労働省、経済産業省及び環境省から、同法第2条第5項の規定に基づき、第2種監視化学物質として17物質が公示されました。

化審法は、昭和48年に施行され、化学物質による環境汚染を通じた人の健康被害を防止するため、新たな工業化学物質の有害性を事前に審査し、ポリ塩化ビフェニルやトリクロロエチレンの様に、環境中で分解しにくく（難分解性）、継続して摂取すると人への毒性（長期毒性）のある化学物質について、その有害性の程度に応じた製造・輸入などの規制を行ってきました。一方、欧米においては、人への健康影響と並んで動植物への影響にも着目するとともに化学物質の環境中への放出可能性を考慮した審査・規制を行うことが主流で、平成14年1月に、OECD（経済協力開発機構）から日本に対して、動植物への影響に着目する点を反映させ、適切な制度改正を行うべき旨が勧告されました。これにより、これまでの化審法の制度を見直し、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入するとともに、環境中への放出可能性を考慮した措置を講じることとし、化審法の改正が実施されました。

ちなみに、第2種監視化学物質とは、難分解性、高濃縮性でない、長期毒性（人）の疑いのある又は長期毒性（人）ありに該当する化学物質で、第2種特定化学物質に指定されていないものを指し、第3種監視化学物質とは、難分解性、生態毒性（動植物）ありに該当するものであり、第1種特定化学物質及び第2種特定化学物質（生活環境動植物への毒性の恐れあり）に指定されていないものになります。

今回公示された化学物質名の詳細については、以下の独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページのアドレスをご参照下さい。

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/sankan20060714.pdf>

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/nikan20060714.pdf>

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/sankan20060718.pdf>

当社では、様々な化学物質を分析しておりますので、是非ご相談下さい。

資料 独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ

機器分析箇所 山田悠貴